

## 証明手数料等の支払いについて（御案内）

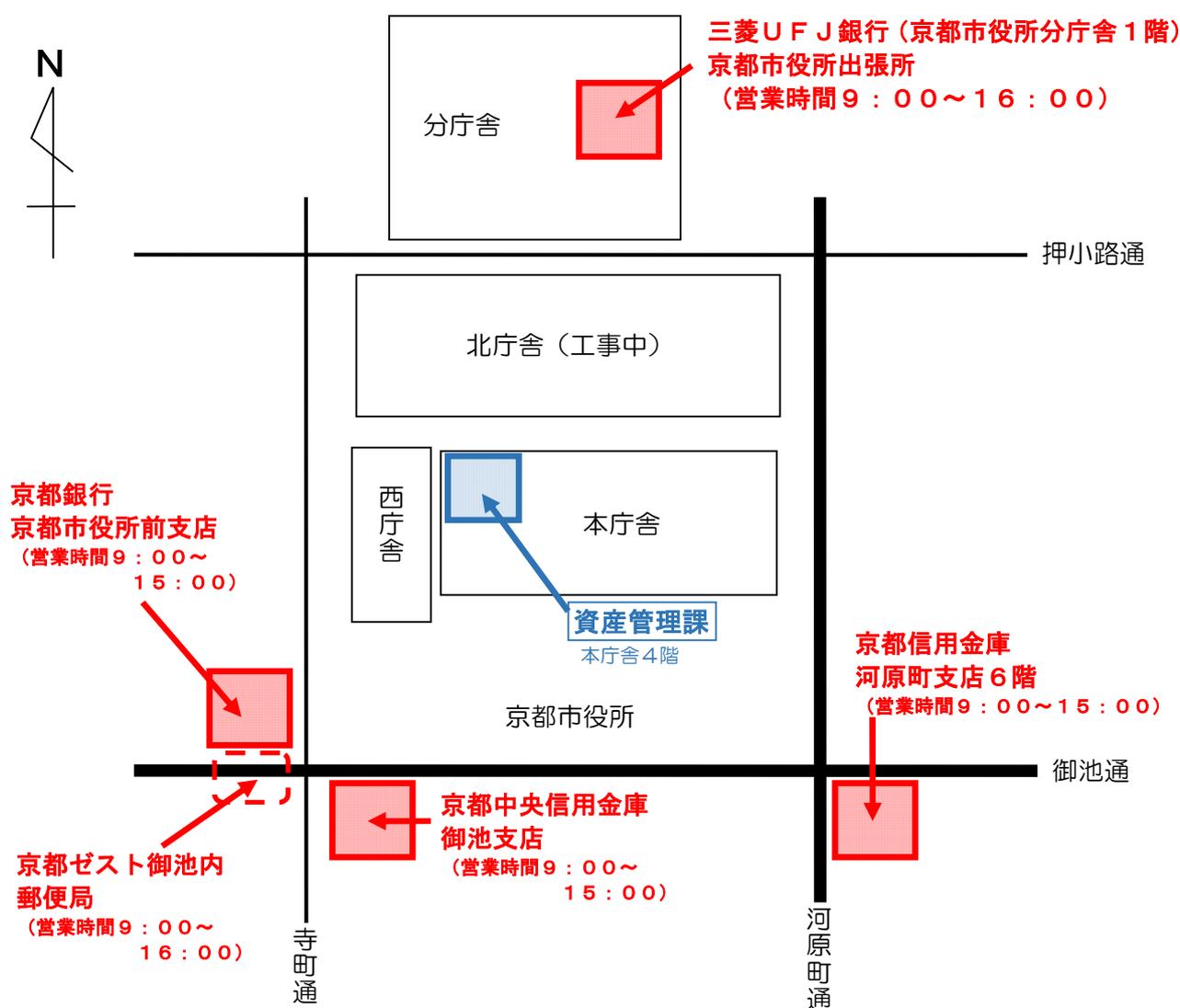
平素は、本市業務に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

証明書等受取りに伴う証明手数料の支払い方法について、改めて御案内申し上げます。

申し訳ございませんが、管財契約部資産管理課では現金による証明手数料等の納付は出来ません。そのため、近隣の銀行、郵便局等で納付いただきますように、お願いしております。

下記の近隣銀行位置図を参考に、納付書による証明手数料支払いに御協力ください。

（近隣銀行位置図）



※ 証明書等受取りの際、銀行等の営業時間に間に合うよう、一旦当課にお越しく下さい。当課職員がお渡しする納付書により銀行窓口等で証明手数料等をお支払いのうえ、再度当課にお戻りください。納付を証する半券の提示と引き換えに、証明書等をお渡しすることとしています。